

# DBJ

日本政策投資銀行ディスクロージャー誌 2003

Development Bank of Japan

日本政策投資銀行ディスクロージャー誌

2003

## 日本政策投資銀行の業務運営に関する基本的な考え方

我が国の経済社会は、グローバルな競争の下で経済活性化に向けた再構築を求められており、政策金融は常にその時々に変化する時代のニーズを的確に捉え、機動的に対応することが必要とされている。こうした中、日本政策投資銀行は、新産業の育成、事業再生等による産業の活性化、環境保全、雇用機会の創出等を図り、日本経済の構造改革、循環型経済社会の構築、安定的な社会基盤の形成等を推進し、もって経済社会の活力の向上および持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に寄与することとする。

こうした業務運営にあたっては、国の経済運営に関する諸方針を踏まえるとともに、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、民業補完に徹した事業見直しを行うこととする。

(平成14年3月29日 日本政策投資銀行中期政策方針より)



DBJ

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。



## ご挨拶

我が国の経済社会は、グローバルな競争の下で経済活性化に向けた再構築が求められています。こうした中、当行は、総合政策金融機関として、日本の再生と発展のため、山積する課題の解決に力を尽くしております。

当行は、時々の政策目的の実現に向け、経済社会的に意義の高いプロジェクトに着目し、民間金融機関のみでは困難な長期・固定資金の供給を行ってきました。近年は、質の高い従来型の投融資はもちろんのこと、プロジェクトの多様な資金調達のため、新しい市場を育てる取り組みの一翼を担っております。プロジェクトファイナンス、DIPファイナンス、PFIへのファイナンス、事業再生・ベンチャー育成といった分野へのファンドを通じた金融はその一例です。引き続き、時代の要請に対して質の高い貢献をなすよう、金融機関としての機能向上を追求してまいります。

地域への貢献は、当行の重要な業務です。地域経済の再生なくして日本経済の再生なしという確信のもと、地域の皆様と更なる連携を図り、地域の特色ある取り組みが実を結ぶよう、協力してまいります。また、リレーションシップバンキングの役割が重視される中、地域金融の新たな取り組みや、地域金融機関との効果的な連携をよりすすめてまいります。

投融資とあわせ、長年の経験と培ってきたノウハウを活かした貢献も当行の役目です。プロジェクト形成の支援、経済社会の変化を見据えた情報の生産・発信といった「ナレッジバンク」機能も発揮してまいります。

経済的・社会的発展と環境保護との調和、現在と将来の世代間の利害調整を適切に行うこと、すなわち経済社会の持続的発展が現在強く求められています。当行は、経済社会の持続的発展に向けて、投融資活動や調査研究活動などを通じた様々な貢献を行うとともに、環境関連の取り組みをこれまで以上に深めてまいります。

このような業務運営については、その内容を不断に見直し、民間金融機関との協調に一層配慮するなど、民業補完の徹底を図ってまいります。また、ALM・リスク管理の高度化と適切な運用をはじめ、リスク管理体制、業務運営基盤を強化し、皆様の信頼を得られますよう努めてまいります。

総合政策金融機関として、当行に与えられた責務は、我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることです。時代の要請に柔軟かつ積極的に対応し、新たな時代に大いに貢献できる機関でありたいと考えております。

日本政策投資銀行に対しまして一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

総 裁

小村 武

# 目次

## 本誌の計数について

計数は各項目毎に単位未満を切り捨てにしているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。また単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。

日本政策投資銀行について	3	プロフィール	4
		トピックス	6
		新たな市場の創造・育成の試み	6
		プロジェクトファイナンスの発展に向けて	10
		新規事業支援	12
		M&Aによる事業再構築・事業再生支援	13
		地域金融の新たな試み	14
		地域との連携強化	16
		財投機関債、ナレッジ・フォーラム	17
		持続可能な発展の実現に向けた取り組み	18
		Q&A	20
		適正な業務運営の仕組み	28
活動の状況	35	融資プロジェクト紹介	36
		業務分野と投融資計画	47
		情報提供活動	50
		対日投資の促進および地域の国際化	53
		国際協力活動	54
		調査・研究レポート等一覧	56
財務の状況	57	企業会計基準準拠決算	58
		特殊法人等会計処理基準準拠決算	99
		参考1.特殊法人会計 / 企業会計の差異説明	105
		参考2.日本政策投資銀行の業績推移	106
資料編	109	日本政策投資銀行法	110
		中期政策方針	114
		運営評議員会検討結果・経過報告	116
		運営評議員会開催実績	120
		政策金融評価報告書	121
		投融資指針・投融資制度について	124
		環境方針	131
		役員	132
		組織図	133
		沿革	134
		本支店事務所等所在地	135
		本支店事務所等照会先	136

## 日本政策投資銀行について

---

プロフィール

トピックス

新たな市場の創造・育成の試み

プロジェクトファイナンスの発展に向けて

新規事業支援

M&Aによる事業再構築・事業再生支援

地域金融の新たな試み

地域との連携強化

財投機関債、ナレッジ・フォーラム

持続可能な発展の実現に向けた取り組み

Q&A

適正な業務運営の仕組み

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月1日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継して設立されました。また、当行は地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継いでいます。

### 目的

一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、

- (1) 経済社会の活力の向上および持続的発展
- (2) 豊かな国民生活の実現
- (3) 地域経済の自立的発展

に資するため、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。

### 資本金(平成15年3月末現在)

11,822億円(全額政府出資)

### 職員数(平成15年度)

1,370名

### 業務内容

当行は、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援しています。

#### (1) 長期資金の供給等(出融資、債務保証等)

長期・固定の良質な資金供給などにより、民間金融機関と協調して政策性の高いプロジェクトの支援を行っています。

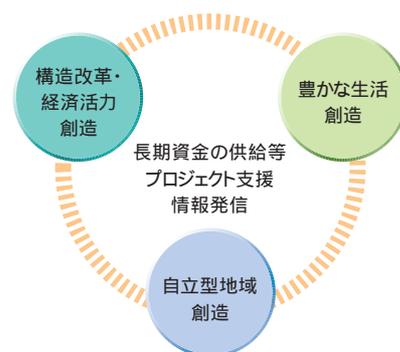
#### (2) プロジェクト支援

政策性が高いプロジェクトの円滑な形成を促進するために、さまざまなノウハウや出融資機能などを活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援しています。

#### (3) 情報発信

国内・海外のネットワークを活用し、内外の重要な経済、社会、産業および地域の動向などに関する調査・研究活動を行うとともに幅広い情報提供を行っています。

#### 重点分野と業務内容



### 業務運営上の特色

#### (1) 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行は、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針(「中期政策方針」)に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討・公表しています。

#### (2) 民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止を規定し、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとしています。

#### (3) 財務の健全性の確保

当行は、償還確実性および収支相償の原則の下、リスクの一層厳格な管理及びALM体制の充実を図り、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

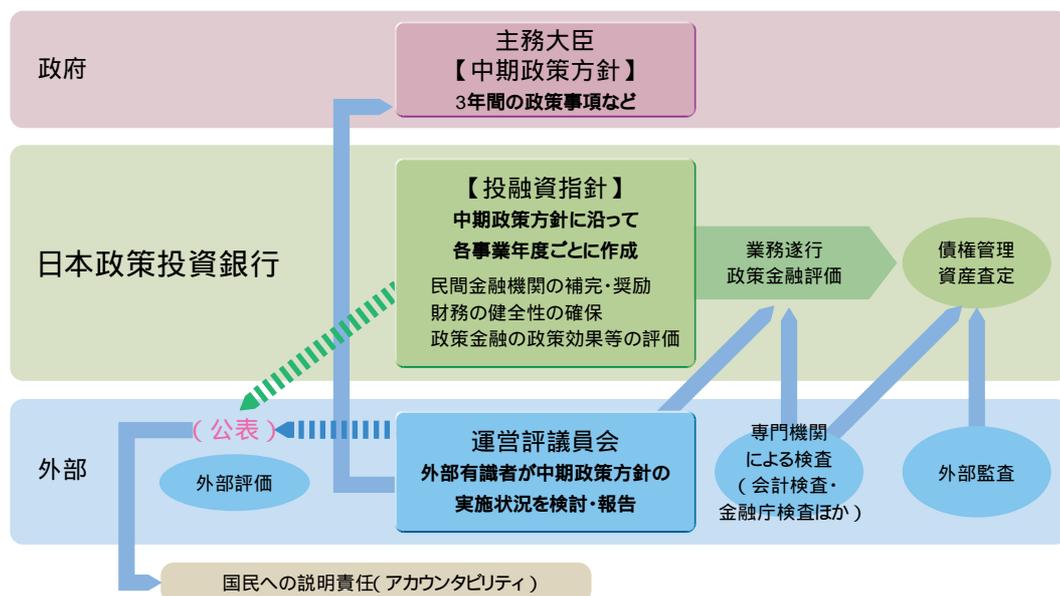
#### (4) 政策効果等の評価

当行は、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めていきます。

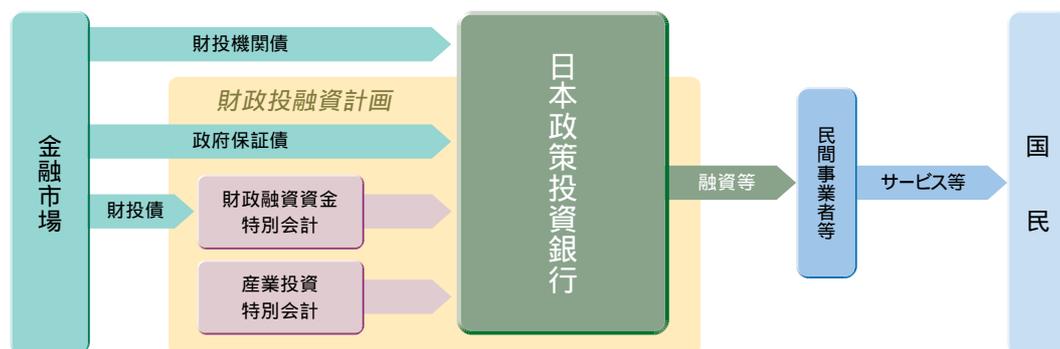
## 投融資計画

当行の出融資予算や対象分野は、毎年の政策要請に応じて、財政投融資計画とともに国会で審議・議決されます。また、各年度ごとの決算についても国会に提出されます。平成15年度の投融資計画額は1兆1,780億円となっています。

### 業務運営の仕組み



### 資金調達仕組み



### (参考) 当行の格付取得状況(平成15年6月現在)

財投機関債の格付取得状況

Moody's	S&P	R&I	JCR
A2	AA-	AAA	AAA

注1) 財投機関債に政府保証は付与されておりません。  
 注2) Moody's :ムーディーズ・インベスターズ・サービス  
 S&P :スタンダード・アンド・プアーズ  
 R&I :格付投資情報センター  
 JCR :日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券 円建て国外債券	Aa1	AA-
国内債券	A2	-



### Point 事業再生支援融資

- 経済的に有用な事業の価値保全
- リスクの担い手が少ない分野でのリスクテイク
- 事業再生に向けた民間資金の誘導

米国においてDIPファイナンスとは、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession [占有継続債務者])に対する与信のことを指します。DIPは厳密には非管財人型の倒産企業を指しますが、日本の再建型司法プロセスに照らせば、民事再生法、会社更生法などの手続き申立後、計画認可決定前の与信を広義にDIPファイナンスと称する場合があります。

当行の考えるDIPファイナンス等事業再生支援融資への取り組み上のポイントは以下の通りです。

- 事業の経済社会的有用性及び今後の発展可能性の確認
- 周辺地域の産業経済の健全な維持向上に資することの確認
- 再建計画策定の確実性の確認
- 利害関係者の意向の確認
- 償還確実性の確認

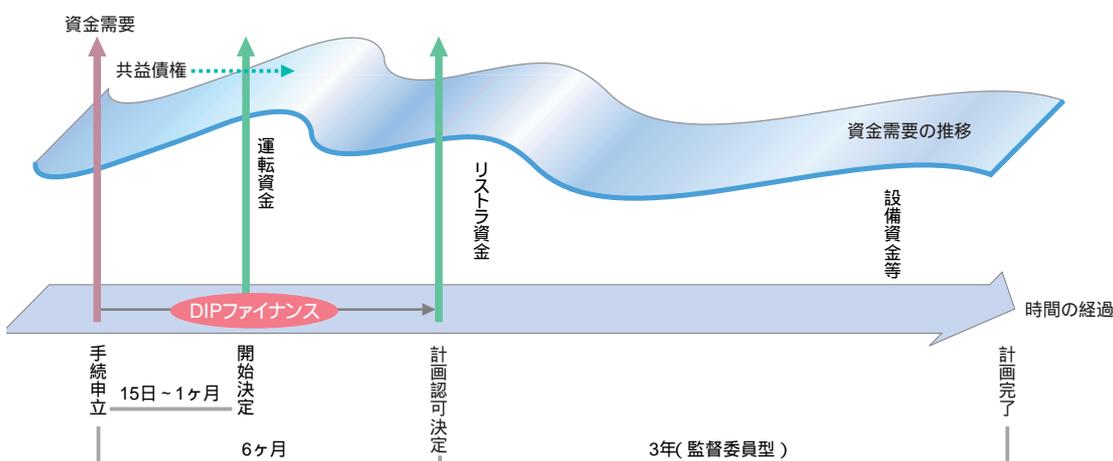
低迷を続ける経済を復興するためには、起業や事業再生などに向けたリスクマネーを供給する新たな金融市場が不可欠です。当行はこうした要請に応えるため、事業再生支援融資のほか、民間の専門家が運営するファンドを通じた、事業再生やベンチャー企業への資金供給に取り組んでいます。

### DIPファイナンス等事業再生支援融資

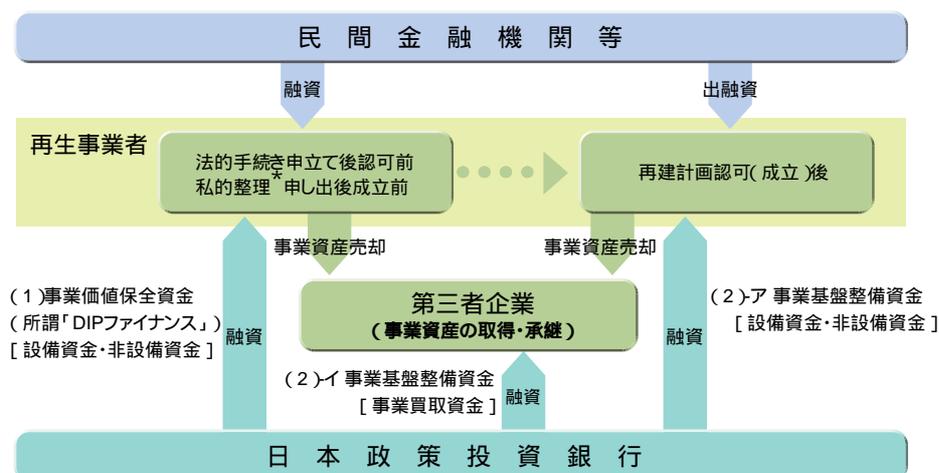
当行は、民事再生や会社更生等の司法プロセスや、私的整理ガイドライン等の手続を通じた経済的に有用な事業の再生を支援するため、DIPファイナンス、再建計画認可(成立)後に当該計画を円滑に遂行するために必要となる設備資金等を対象とする融資、更生会社等からの事業買取資金融資等の事業再生支援融資に取り組んでいます。

当行は、平成15年5月31日までに、新潟鐵工所や富士高分子等、計25件448億円のDIPファイナンス等事業再生支援融資の実行を決定致しました。従来より当行が手がけてきた融資同様、事業再生支援融資についても、民間金融機関と協調して実行にあたっており、当行が培ってきたノウハウを可能な限り民間金融機関と共有するよう努めています。

### 「DIPファイナンス」とは



### 事業再生支援融資の概要



\*「私的整理に関するガイドライン」に沿った私的整理が対象。  
再建計画成立後については、「私的整理に関するガイドライン」の要件に沿った私的整理も対象。

## 事業再生ファンド

当行は、事業再生と不良債権処理の一体的実現、産業再編・早期事業再生に向けた民間主導のファンドに対し、資金支援を含めた協力を行っています。以下では、数ある取り組み事例の中から、複数の企業再生に取り組むマザーファンドと特定企業の再生を行う個別ファンドの例をご紹介します。

### (1) 日本みらいキャピタルファンド(NMC 2002 L.P.)に対する出資

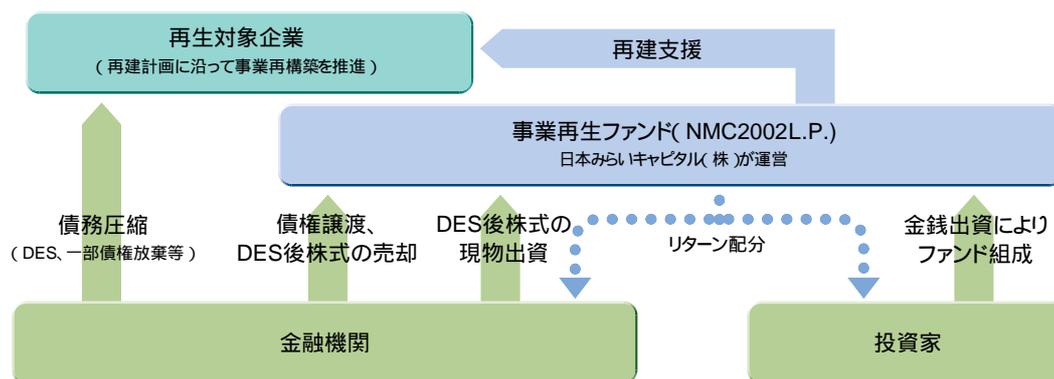
当行は、平成14年10月、日本みらいキャピタル(株)が組成する事業再生ファンド(NMC 2002 L.P.)との間で、投資契約を締結しました。NMC 2002 L.P.は、過剰債務企業の傘下において、潜在的な競争力を有する事業部門・子会社等を主な投資ターゲットとし、特定の金融・事業グループに属さない日本みらいキャピタル(株)不良債権処理や未公開株式投資ビジネスの分野で長年の実務経験を有する専門家から成る投資チーム)による中立的なファンド運営により、投資案件に係る関係者との円滑な利害調整を通じて事業再生を図ります。

### Point 事業再生ファンド

- リスクマネー供給による事業再生、雇用維持
- ファンドへの関与によるガバナンス機能の発揮
- 事業再生ファンドへの民間資金の誘導(事業再生ファンド市場の育成・発展)

NMC 2002 L.P.は、金融機関が事業再生においてDES(Debt Equity Swap: 債務の株式化)を活用した場合に、DES後株式の現物出資を受け入れるという仕組みを有しており、金融機関は当該企業が再生した場合の将来のアップサイド(株式売却益)を享受することが可能となります。これにより、金融機関が現物出資を活用しつつ事業再生に積極的に取り組む触媒としての役割を果たすものと期待されます。

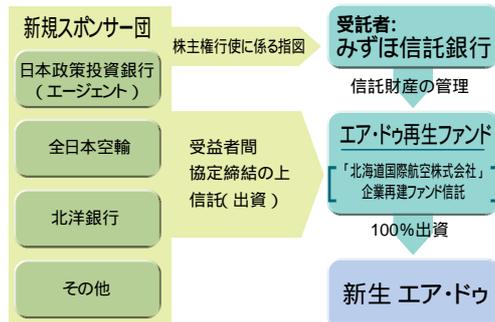
### 日本みらいキャピタルファンド(NMC2002L.P.)の仕組み



### (2) 北海道国際航空(エア・ドゥ)再生のためのファンドに対する出資

当行は、平成14年12月、全日本空輸、北洋銀行等とともに、北海道国際航空(エア・ドゥ)再生のためのファンドを組成いたしました。民事再生手続の下で再生を図っているエア・ドゥは、リストラや全日本空輸との業務提携等により、収益力の向上とコスト削減が見込まれることから、再生が可能な企業であると考えています。また、エア・ドゥは、北海道に根ざした航空会社として地域経済に与える影響も大きく、再生支援を行う意義が高いと判断いたしました。エア・ドゥ再生ファンドは、今後、エア・ドゥの再生及び企業価値の向上が早期に図られるよう、経営陣に対する適切なモニタリングや必要に応じた助言を行っていくこととなります。

### エア・ドゥ再生ファンドの仕組み



### Point

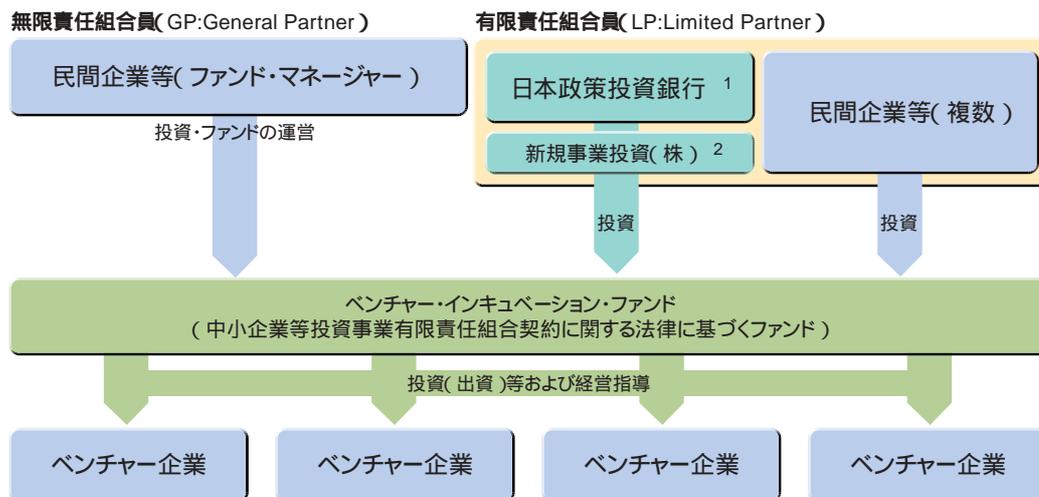
#### ベンチャー・インキュベーション・ファンド

- 大学や研究所の研究成果の事業化支援
- 情報提供、ガバナンス機能の発揮によるベンチャー企業育成
- ベンチャー企業育成向けファンドへの民間資金の誘導

### ベンチャー・インキュベーション・ファンド

当行は、伝統的な「ものづくり」の技術やIT、ライフサイエンス・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等の先端科学技術に基づいた「ベンチャー(企業)」の創出、育成(孵化=インキュベーション)に取り組み、「科学技術創造立国」に貢献するため「ベンチャー・インキュベーション・ファンド」の組成に取り組んでいます。

#### ベンチャー・インキュベーション・ファンドの仕組み



<sup>1</sup>当行は大口LPとしてファンドマネージャーである企業が企画するインキュベーション・ファンドに投資。

他の民間企業等(LP)の投資を誘導してファンドの組成を支援します。

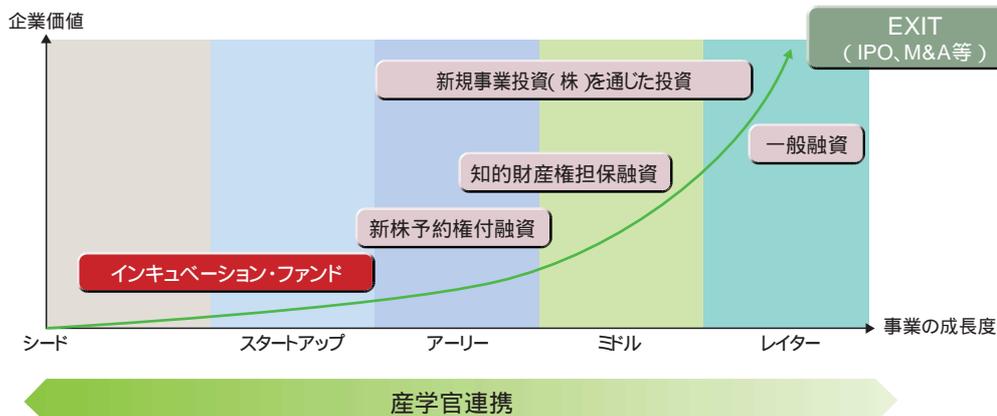
<sup>2</sup>新規事業投資株式会社は、産業基盤整備基金、当行および民間企業が投資している政府系ベンチャーキャピタルです。

この制度による新規事業投資(株)からのファンド出資は既に終了しています。

ファンドは、当行の資金と継続的な側面支援を呼び水として、民間企業等との連携によって組成されます(ファンドの運営責任者は、対象分野に専門的な知見を有する民間企業です)。

ファンドは、大学や企業の研究者等から研究成果の事業化の相談を受け、あるいは、自ら研究成果を発掘し、ビジネスプランニングを支援して有望な「ベンチャー(企業)」の立ち上げ資金を供給します。そして、人材補給、マーケティング、事業提携の仲介等の徹底的な支援を行い、成長を指導します。そのような真摯な取り組みにより、リスクの軽減、資金回収時間の短縮が期待されます。

#### 当行のベンチャービジネス支援体系



## CLO( Collateralized Loan Obligation : 貸出債権担保証券 )

日本の民間金融機関では、デフレ経済下、不良債権処理負担の増加や保有株式の時価下落にみまわれる中、自己資本比率の維持のために、リスク・アセットの圧縮を迫られるケースが出てきています。

その中で、CLOへの取り組みが注目されています。CLOでは、主に民間金融機関が数百、数千の貸出債権を特別目的会社( SPC )へ売却し、それらの貸出債権をまとめてあたかも1つの資産であるかのような担保として証券を発行します。この証券を投資家に販売することによって、その銀行のバランスシート上の信用リスクを投資家と分担する仕組みです。

当行では、貸出債権を流動化する市場を育成しつつ、民間金融機関が自己資本比率規制へ対応するために企業向け貸出を急速に縮小する事態の回避によって、企業の資金調達を間接的に支援することが重要と考え、平成14年度よりCLOに取り組んでいます。取り組みにあたって、プロジェクトファイナンスなどで培ったノウハウをもとに、金融商品としてのリスクとリターンを独自に分析、評価するプロセスを構築しています。

### <シンセティックCLO>

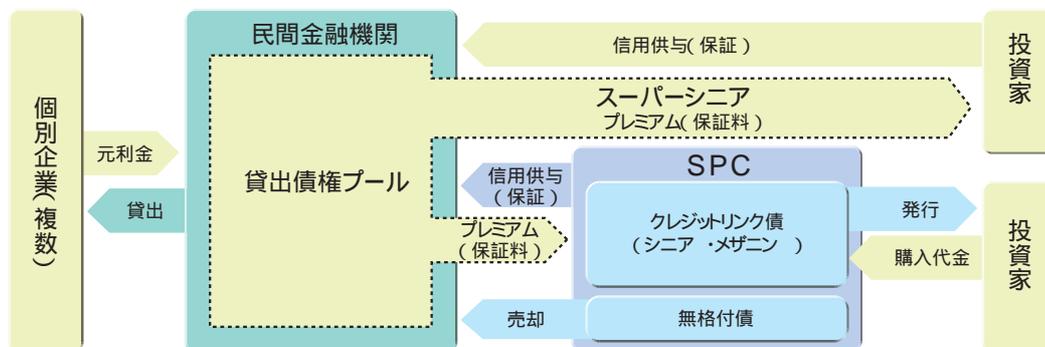
当行は、このようなCLOの応用形として、クレジットデリバティブ を活用した、シンセティック( 合成 )CLO への取り組みを行っています。

信用リスクを取引する金融派生商品。シンセティックCLOにおいては、民間金融機関が当行に保証料を支払う代わりに、貸出債権の債務不履行などが起きた際の損失を当行が保証しています。

### Point CLO

- 貸出債権流動化市場の育成
- 民間金融機関の自己資本比率規制対策への対応
- 企業の資金調達円滑化への間接的支援

### シンセティックCLOの基本構造( 例 )



### 取り組みのポイント

- ・ 当行が投資家 である場合、現行BIS規制を前提にすると、民間金融機関にとってのリスクウェイトが10%へ低下することに貢献 ( 投資家 がOECD加盟金融機関である場合にはリスクウェイトが20%へ低下 )。
- ・ 当行が投資家 である場合、当行がクレジットリンク債を購入することにより、新しい市場への投資家の呼び水としての役目を果たす。

### ( 参考 )

「改革加速のための総合対応策 ( 平成14年10月30日経済財政諮問会議 )より抜粋

- ・ 金融・産業の再生
- 2. 産業・企業再生への早期対応
  - ( 2 ) 産業再編・事業の早期再生

日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実

- ・ 金融市場の活性化を図り、適切な資金の供給がなされるよう、ローン担保証券( CLO )を含むクレジット・デリバティブの活用など、金融上の仕組みの整備に対する支援を行う。

資金調達の円滑化を図るため、発行する債券などについて元金返済を優先する部分と劣後する部分とに分け、前者( 償還確実性の高い部分 )を「シニア」ローン、後者( 低い部分 )を「劣後」ローンと呼称することがあります。また、債券などの優先劣後関係を一步進めて3階層とし、シニアローンと劣後ローンとの間に「メゾニック」ローン( メゾニック : 中二階の意 )を置くこともあります。

当行は、平成10年9月に日本初のプロジェクトファイナンス融資<sup>1</sup>を行って以来、プロジェクトファイナンスの発展に向けて積極的に取り組んでいます。最近では、PF(Private Finance Initiative、民間資金の活用による公共施設の整備・運営手法)、都市・地域開発といった幅広い分野へ活用されてきており、経済の活性化に不可欠な金融手法としてさらに期待が高まっています。

### 神鋼神戸発電<sup>2</sup>



#### Point 神鋼神戸発電

- 当行の中立的立場、ノウハウを活かした金融スキーム構築
- 長期の投資回収を支える安定資金の提供
- 大規模プロジェクトのリスクシェア

平成14年度までの当行のプロジェクトファイナンスアレンジャー実績

計 60件  
4,353億円  
(融資約諾ベース)

本プロジェクトは、神戸製鋼所が行う発電規模140万kWの電力卸供給事業(IPP: Independent Power Producer)です。発電電力の全量を電力会社へ供給します。最大発電量は、神戸市が夏場のピーク時に使用する電力の約8割が賄え、神戸市の電力自給率は大幅に向上します。新たなライフラインの構築につながる公共性の高い事業です。

国内最大規模のIPP事業となる本プロジェクトは、長期にわたる巨額の事業資金を確保し事業の安定性を図ることが必要でした。このため、あらかじめ長期にわたる事業資金を確定することが可能でかつ一企業がリスクを全面的に負うことなく、事業に関するさまざまなリスクを分散・低減させる仕組みが必要となりました。

そこで当行は、IPP事業を行う特別目的会社と電力会社との間の電力供給契約に基づく将来のキャッシュフローを返済の原資とし、電力会社、石炭を供給する商社や発電所建設請負会社などを含めた関係者間の適切なリスク分担を明確にするスキームを神戸製鋼所や民間金融機関と共に構築しました。このスキームにより、当行を含む協調融資団は約1,650億円の融資を行いました。

## 福岡クリーンエナジー<sup>2</sup>

本プロジェクトは、福岡市と電力会社が設立した福岡クリーンエナジーが、廃棄物処理施設の建設・運営をPFI的手法により行うものです。25年間に亘り、福岡市で発生する一般廃棄物を受け入れ、中間処理を行うとともに、その余熱を利用して発電を行い、電力会社に電力の販売を行います。

日本の廃棄物処理事業プロジェクトファイナンスとして過去最大規模であるこのプロジェクトは、地方公共団体と電力会社が共同事業者となる全国初の廃棄物処理・発電プロジェクトでもあります。従来、公共が行ってきた分野において民間の資金やノウハウを活用することにより、質の高い公共サービスの提供が期待されます。

本プロジェクトには、長期にわたる事業運営の安定という大きな課題がありました。そこで当行は、福岡市からのごみ処理委託料及び電力会社からの売電料金を返済の原資とし、福岡市及び電力会社と銀行団との間の直接契約締結など、リスク分担を明確にするスキームを民間金融機関と共に構築し、長期事業資金の融資を行いました。

### Point 福岡クリーンエナジー

- 当行の中立的立場、ノウハウを活かした金融スキーム構築
- PFI市場の発展への貢献

### 福岡クリーンエナジー完成予想図



1: 中山共同発電。関西電力向けIPPに対して旧三和銀行(現:UFJ銀行)とともにアレンジいたしました。

2: 英国の民間専門誌「Project Finance Magazine」より、神鋼神戸発電は2001年アジア地域電力部門にて、福岡クリーンエナジーは2002年アジア太平洋地区自治体ファイナンス部門にてディール・オブ・ザ・イヤーを受賞しています。

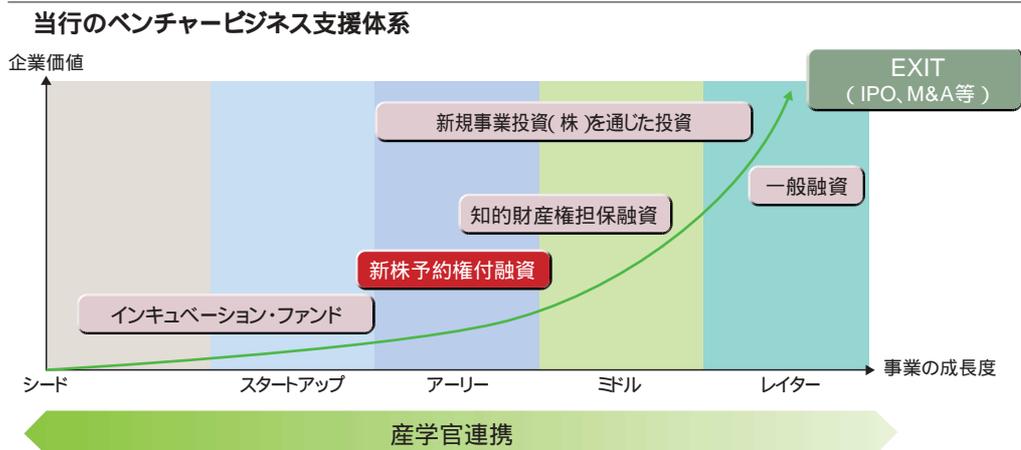
経済構造改革を推進し、良質な雇用確保と経済活力の維持を図るためには、牽引役となるベンチャー企業への支援が不可欠です。当行は、企業の成長段階やリスクに応じた多様な資金調達手段・情報を提供し、ベンチャー企業を支援しています。

### 新株予約権付融資

当行は、ベンチャー企業向けの融資として平成7年より「知的財産権担保融資」を行ってまいりました。そしてこの度、平成14年の商法改正により新たに定義された「新株予約権」を用いたファイナンス・スキームにつき検討を重ね、同年5月に「新株予約権付融資」を日本で初めて実行いたしました。

#### Point 新株予約権付融資

- アーリーステージのベンチャー企業に対するリスクマネー供給
- ベンチャー企業育成に対する民間資金の誘導



### 新株予約権付融資の事例



当行は、平成15年3月、オルトコーポレーションの行う開発投資に対し、新株予約権付融資を実施いたしました。

当社は、大学との共同研究により、免疫抗体製品の開発に注力しているベンチャー企業です。今般の融資は、慶應義塾大学医学部との共同研究による「腸内環境改善免疫卵」への開発資金を提供するものです(免疫卵...卵黄に抗体を含ませた卵)。当社はこれまでピロリ菌をターゲットとした免疫卵研究をしており、今般はその応用範囲を拡げるため、大学と共同しピロリ菌以外の様々な細菌をターゲットとした免疫卵の開発に取り組んでいます。

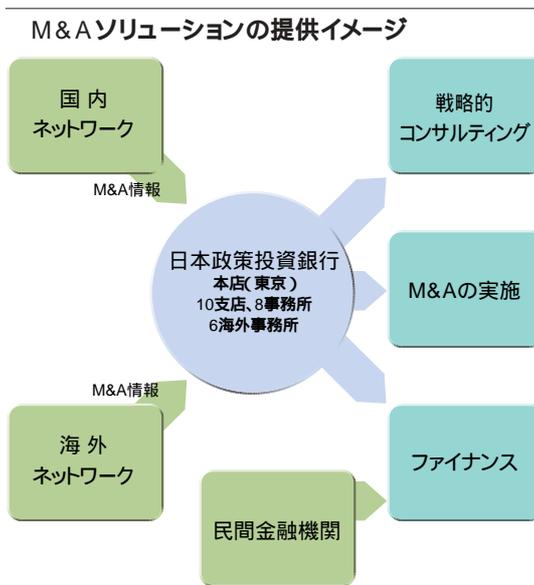
このような、独自性の高い技術を持ちながら、特許などの申請になじまないビジネスモデルのベンチャー企業に対しても、新株予約権付融資により資金調達を支援することが可能となりました。

## M & Aによる事業再構築・事業再生支援

経済の再生に向けて、事業再編の必要性が高まる中、企業の合併および買収（M&A）などが注目されています。当行は、平成13年に企業戦略担当審議役室を設置し、M&Aをはじめとする企業戦略に関わるアドバイザリー業務に取り組んでいます。

### M&Aによる事業再構築・事業再生支援

事業再編や経営基盤の強化に取り組む中で、企業は、事業の買収、売却または提携（事業再構築）、新スポンサーによる不振企業の事業引継（事業再生）等により、「選択と集中」をすすめています。当行は、このような動きに対応するため、これまで培ったプロジェクト支援ノウハウや幅広いネットワークを活用し、企業の事業戦略策定やM&A実施に対するサポートを行っています。中立的な立場を活用し、全国の地方銀行等と守秘義務契約を締結、主に中小規模の案件の情報交換を進めています。



#### Point M&Aアドバイザリー業務

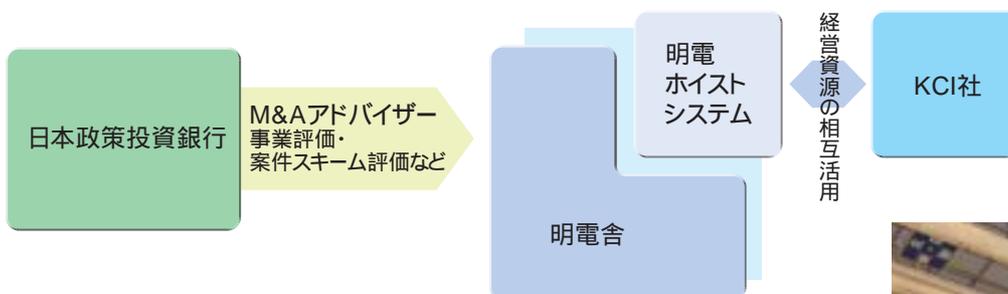
- 事業再構築、事業再編を支援
- 中立的立場、ノウハウを活かした助言・関与
- 案件情報交換の国内外のネットワーク拡充

### 外国企業との連携による事業基盤強化

KCIコネ・クレーンズ・インターナショナル社が明電舎子会社の明電ホイストシステムに資本参加

明電舎は、自らの技術力、販売網と世界トップシェアを持つKCI社（フィンランド）の最新鋭製品の融合により、価格面、性能面において自社製品の差別化を実現しました。一方、対日進出を強く希望していたKCI社は、明電舎との連携により、複雑な販売網や日本市場の特異性など、単独での市場参入で想定される困難さを克服しました。

当行は明電舎に対するM&Aアドバイザーとして関与し、対日投資サポートに関する経験、幅広いネットワークを活用し、KCI社側のアドバイザーとの共同によるマッチメイキング、ビジネスプランの作成、事業評価、案件スキームの構築についてアドバイスを実施しました。



両社の共同で開発された  
新型ホイスト（荷役機械装置）

## 地域金融の新たな試み

地域企業を巡る諸状況に厳しさが続く中、地域金融への新たな取り組みに対する期待が高まっています。当行は、こうした期待に応えていくための試みを民間金融機関と協調しつつ行っています。

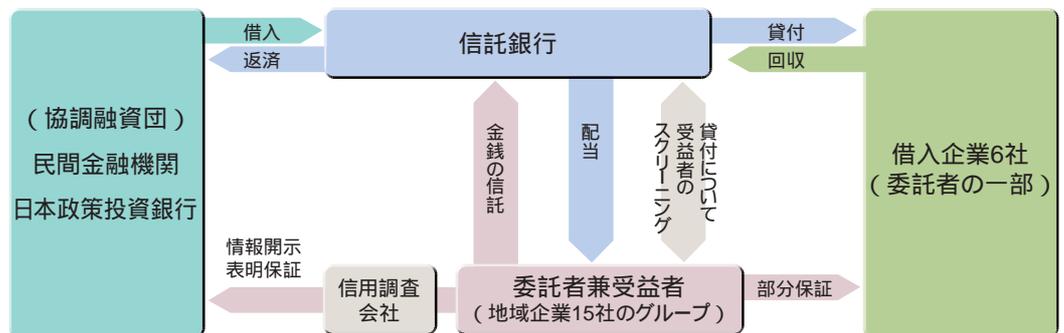
### コミュニティ・クレジット

コミュニティ・クレジットとは、地域社会において互いに信頼関係にある企業等が、相互協力を目的に資金を拠出しあい連携することにより、個々の企業の信用力よりも高い信用を創造し、金融機関からの資金調達を円滑化するとともに、地域の資金を地域に還流させる仕組みです。相互に豊富な情報を有している地域企業間の信用に依拠し、新たな金融技術(仕組み金融、契約技術など)を組み込んでいます。地域(コミュニティ)内の信用(クレジット)を担保とすることにより、不動産等の物的担保などに依存しない、信用の実体に見合った資金調達の新たな途が開かれ、地域企業の事業展開の円滑化に寄与するものと考えています。

コミュニティ・クレジットは、地域企業が自らプラットフォームを設立し、互いに有する内部情報を活かすとともに、相互の情報開示の徹底により「情報の非対称性」を克服することで、地域の資金を回していくものです。下記の例では、信託を介した形での仕組み金融の導入によりリスクコントロールを図っています。

当行は、今後とも、地域の実情等に合った形で、地域の企業等のコミュニティによる自発的で先導的な資金調達の取り組みをサポートしていきます。

#### 阪神・淡路大震災被災企業等15社の事業に対するコミュニティ・クレジット



#### Point コミュニティ・クレジット

- コミュニティの信用力をもとにした新しい融資(日本初の取り組み)
- 地域資金を地域企業へ還流

## 自治体CDO( Collateralized Debt Obligation )

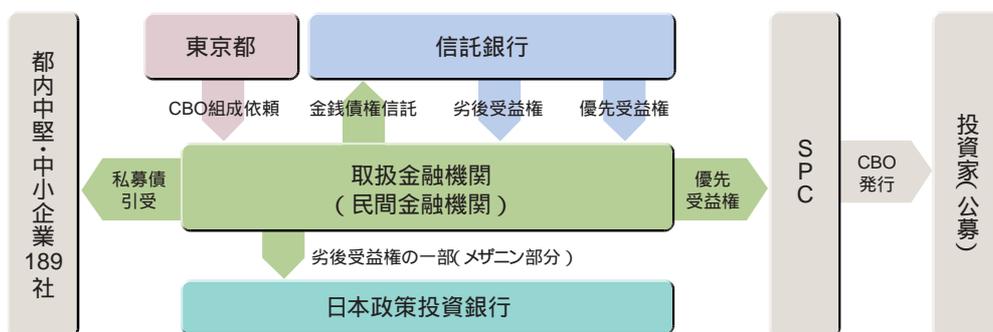
自治体CDOとは、地域経済活性化策の一環として、自治体の募集条件に従って銀行が多数の地域企業に貸し出す債権を一括して証券化することにより、資金の出し手側のリスクを軽減し、企業側に新たな資金調達の途を提供する試みです。日本では、東京都をはじめ一部の自治体で先行的に取り組まれています。

(注)CDOとは、CLQ( Collateralized Loan Obligation : ローン担保証券 )、CBO( Collateralized Bond Obligation : 社債担保証券 )等の総称

### Point 自治体CDO

- 日本初の行政主導CDO発行への支援( 東京都CBO )
- 当行の効果的なリスクシェアによる民間資金の誘導
- 中堅中小企業の新たな資金調達ツールの提供

### 東京都CBOのスキーム図



地域企業側から見ると、自治体CDOには、

無担保、長期の資金調達のため、資金繰りの安定化を図ることができる、

借入の形を介するが、金融市場(投資家)から資金を呼び込むことにより、資金調達の多様化を図ることが可能になる、

将来、単独で社債発行等を行う前の直接金融への第1ステップになる、

といったメリットがあると考えられます。

当行は、独自の審査を実施したうえで、劣後受益権の一部(メザニン部分)に投資することにより信用補完を行い、プログラムの信頼性を高めています。

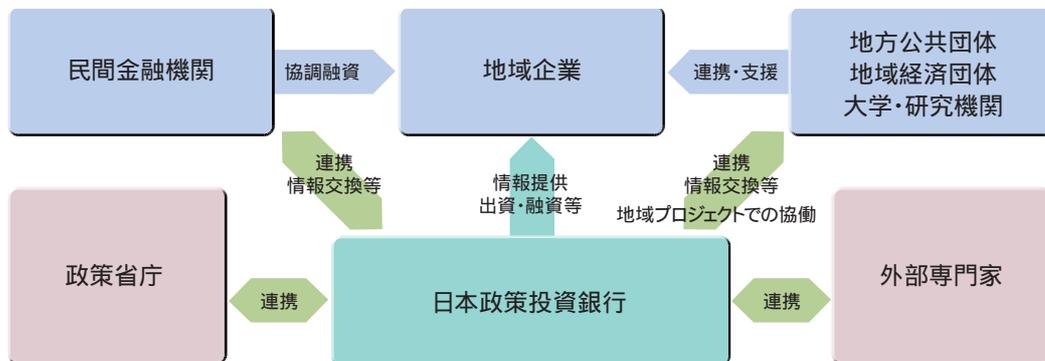
今後、各地域が地域の特性に適した形で地域企業の資金調達の円滑化に取り組んでいくものと思われます。当行は、平成15年度から、以上をはじめとする地域金融への新たな取り組みの受け皿となる出融資制度として「地域金融機能高度化」制度を設け、地域の自立的なビジネス・金融の新たな仕組み(プラットフォーム)づくりを支援しています。

### 当行の地域ビジネス・金融プラットフォーム支援スキーム図



当行は、自立する地域社会の創造に向けて、地方公共団体、地域経済団体、地域の民間金融機関、大学・研究機関等と連携し、金融面・情報面からの効果的なプロジェクト支援を行うための幅広い活動を展開しています。

### 当行の地域支援活動

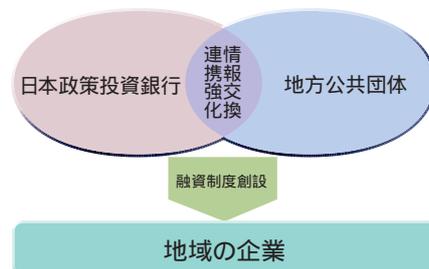


### 地域の声を活かした取り組み

長引く景気停滞を背景に地域経済についても厳しい状況が続く中、地域みずから、それぞれの特性・資源等を活かして独自性と特色のある産業振興を図ることが、これまで以上に重要になってきています。当行では、地域の産業振興支援を目的として、市町村の基本計画等で戦略的産業として位置づけられている事業に対する支援融資制度(地域競争力強化支援融資制度)を平成14年度に立ち上げました。

その後、地方公共団体との密接な情報交換の中での声を活かし、基本計画策定主体の都道府県への拡大、より政策優遇度の高い融資メニューの拡充など、地域独自の取り組みへの支援の強化を図りました。

当行は、これからも、地域との連携強化と綿密な情報交換を通じて、地域支援を継続していきたいと考えています。



### 地域の民間金融機関との連携

当行は、平成14年7月、信金中央金庫と業務協力合意書を締結し、地域経済の発展に向けて相互に協力することを決め、連携活動をスタートしました。

### 信金中央金庫との業務協力における主な項目

- ・地域経済の発展に寄与するPFI等のプロジェクトにかかる情報交換、企画立案支援または協調融資等
- ・地域におけるベンチャー事業または事業再生事業に対する協調融資等
- ・地域経済、地域産業または地元企業等に関する情報交換または協調融資等

当行は、地域の民間金融機関との連携をさらに深め、地域の経済社会動向や新たな金融手法等に関する情報交換および協調融資等における連携体制を拡充することにより、地域のプロジェクトを適切に支援していきたいと考えています。

平成15年3月に、金融庁より「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」が出され、地域におけるベンチャー企業の育成、事業再生、新しい金融手法への取り組み等に関し、地域金融機関と当行等との効果的な連携が要請されています。当行としては、上記各分野のみならず地域産業振興、公民協調プロジェクト支援など地域支援全般において、従来からの地域の金融機関との連携(情報交換、協調出融資等)をさらに深めていきたいと考えています。

## 財投機関債、ナレッジ・フォーラム

### 財投機関債の発行

平成13年度より財政投融资制度の改革が実施され、郵貯・年金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みに変更となりました。当行では平成13年度より財投機関債を発行しています。

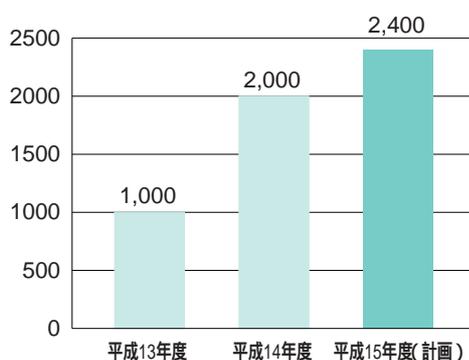
平成14年度は2,000億円を発行し、平成15年度については2,400億円の発行を計画しています(平成15年6月末日現在600億円を発行済)。

平成14年度同様、市場環境等を踏まえながら原則として概ね四半期毎に5年債もしくは10年債を定期的に発行する予定です。年度発行予定額の増額分(平成14年度比400億円の増額)については定例発行額の増額またはスポット発行により対応する方針です。

発行済財投機関債実績一覧(平成15年6月末現在)

	発行日	金額	期間
第1回	H13.9.25	500億円	5年
第2回	H14.2.4	500億円	5年
第3回	H14.4.19	500億円	5年
第4回	H14.7.30	500億円	5年
第5回	H14.10.24	500億円	10年
第6回	H15.1.31	500億円	5年
第7回	H15.4.23	600億円	10年

財投機関債発行額(億円)



### 第4回DBJナレッジ・フォーラム

平成15年2月25日(火)、経団連ホールにて第4回DBJナレッジ・フォーラムを開催しました。今回は、「事業再生を語る」というテーマで、事業再生による日本経済活性化の可能性について、国内第一級の論者の方々から貴重なご示唆をいただきました。

#### 【コーディネーター】

黒岩祐治 フジテレビジョン 解説委員(「報道2001」キャスター)

#### 【パネリスト】

高木新二郎 獨協大学法学部教授(当時)

田作朋雄 プライスウォーターハウスクーパース フィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社 取締役パートナー(当時)

大川澄人 日本政策投資銀行理事



### 環境方針の制定

持続可能な発展(サステナブル・ディベロップメント)とは、「将来世代の要求を満たしつつ、現在の世代を満足させるような発展」と定義付けられ、経済的・社会的発展と環境保護との調和、現在と将来の世代間の利害調整を適切に行うことを目指す概念です。

当行は、日本政策投資銀行法第1条(目的)において「経済社会の持続的発展」に資することが、業務目的の一つとして明記されており、その実現のために、投融資活動や調査業務などを通じた様々な貢献を行うとともに、これらの環境関連の取り組みを銀行全体で積極的に推進するために『環境方針』を定めています(131ページをご覧ください)。

### 社会環境委員会の設置

当行は、平成13年10月から「社会環境委員会」(委員長:副総裁 山口 公生)を設置しています。環境と持続可能な発展に関して組織的な取り組みをより積極的に推進するための委員会です。同時に、事務的検討機関として部署横断的な「社会環境グループ」も組織し、より機動的に環境問題へ対処できるようにマネジメント体制を整備しています。

### UNEP(国連環境計画)金融活動

当行が邦銀として初めて署名機関となったUNEP金融機関声明は、1992年にUNEPと欧米金融機関によって作成され、「サステナブル・ディベロップメント」の実現に向け金融機関の責任の自覚を促し、与信等業務活動を通じた貢献の必要性をうたったものです。

さらに当行は、国内署名機関などの協賛及び事務局への参加を得て、UNEP金融イニシアティブ(UNEP FI)の最重要会議であり、アジアでは初めての開催となる「金融と環境に関する国際会議」を共催することを決定するなど、環境金融のトップランナーバンクとして積極的に活動しています。

#### 当行の主なUNEP金融活動状況

年 月	活動状況
13年 6月	UNEP 金融機関声明に署名(邦銀初)
10月	「UNEP 環の国 金融機関環境会議」を主催 Aloisi de Larderel UNEP 技術・産業・経済局長(当時)を迎え、国内主要金融機関との意見交換の場を提供
14年 3月	2002 UNEP FI リオ会議に参加 基調講演を行う(副総裁:松川隆志(当時))
15年 10月	2003 UNEP FI 東京会議開催(10/20・21) 於 東京国際フォーラム テーマ:「金融が持続可能な社会と価値の実現に向けて果たす役割」



2003 UNEP FI 東京会議  
パンフレット

#### 国連環境計画(UNEP)

国連人間環境会議において採択された「人間環境宣言」「環境国際行動計画」の実行機関として1972年に設立された、環境にかかる啓発活動、情報提供等を行う国際連合の組織です。

#### 国連環境計画 金融イニシアティブ(UNEP FI)

UNEP内の金融関係機関との自主的協定に基づく任意団体であり、「UNEP金融機関声明(正式名称:国連環境計画 環境と持続可能な発展に関する金融機関声明)」の署名機関により構成されています。平成15年3月末現在で、約50ヶ国・300機関が加盟しています。

## 投融資活動の取り組み

当行は、昭和35年に日本の政府系金融機関として初めて公害防止融資制度を創設したことを皮切りに、現在も、風力発電等クリーンエネルギーや循環型社会実現に向けた融資、土壌汚染調査から浄化・売却までを行う企業への出資など、さまざまな環境対策を支援するための投融資活動を行っています。

## 調査・研究活動を通じた政策提言

地球環境問題などの深刻化や経済活動と環境負荷に関する認識の高まりなどを考慮し、レポートの作成等調査・研究活動を通して積極的な政策提言を行っています。また、民間金融機関と協力して「持続可能な社会に資する銀行を考える研究会」を設立し、環境に配慮した銀行のあり方や環境リスクへの対応手法等について検討・提言を行っています。

## 環境コミュニケーションの推進

途上国 / 中進国向けに、国際協力事業として開発金融研修を実施したり、世界銀行などと共同して地球環境問題における研究成果を紹介するなど、環境情報の相互受発信のための国際的な活動を行っています。

また、一般の方への環境に関する普及啓発の促進を図るとともに、環境コミュニケーションを深める機会を提供しています。当行では、環境啓発イベントの「エコプロダクツ」に銀行として初めて参加・出展しているほか、さまざまな方々との対話を実践しています。



## 当行自身の環境負荷低減に向けた活動

平成13年4月1日「国等による環境物品等の調達に関する法律」施行に伴い、個別の特定調達物品(紙類、文具類、機器類、OA機器等)について詳細な調達計画を策定し、計画的に低環境負荷製品の購入(通称:グリーン調達)に努めています。

なお、政府系金融機関として初めて、グリーン購入ネットワークにも加盟しています。

## ISO14001の認証取得

当行では、平成14年11月に政府系金融機関としては第1号となりますISO14001の認証を取得しました(取得部門:本店)。15年度は、PDCAサイクルの2年目となりますが、引き続き明確な目標設定により、行内マネジメントの強化を図っています。



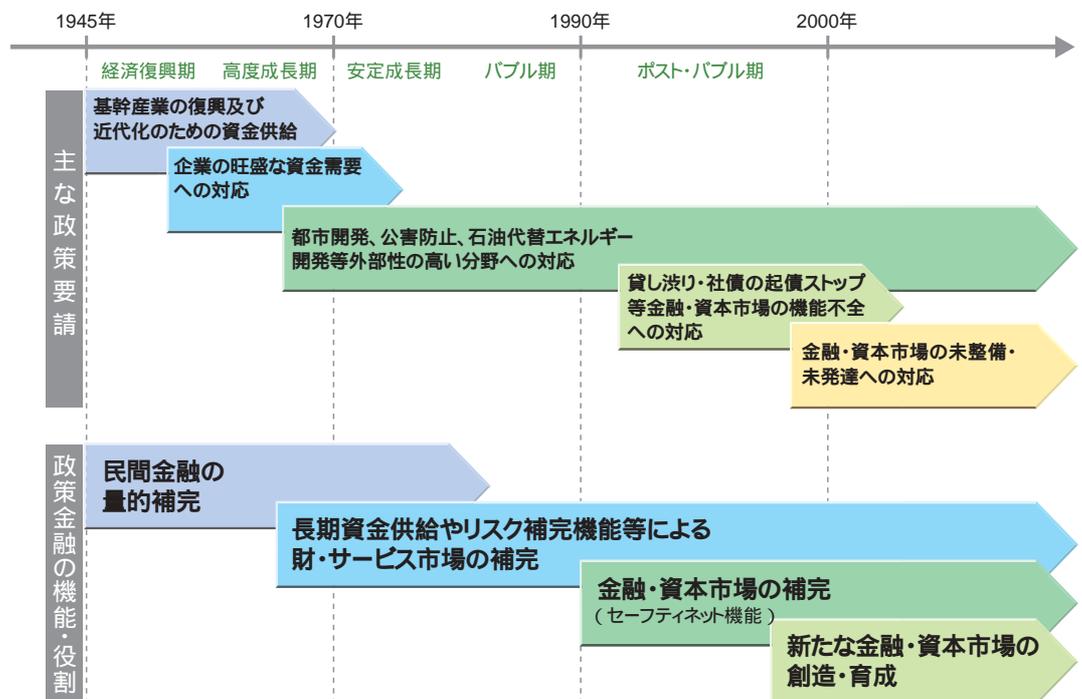
## 社会環境報告書の発行

以上のような社会の持続可能な発展(サステナブル・ディベロップメント)の実現に向けた取り組みを行っている当行では、社会環境報告書を発行して、活動の詳細について一般の方々にも開示することを予定しています。

## Q1 政策金融機関である日本政策投資銀行の役割は何ですか。

当行は、時代の要請に応じ、さまざまな分野において総合政策金融機関としての役割を果たしてまいりました。近年では、先進的な金融手法を活用した新たな市場の創成(ファンドを通じた事業再生やベンチャー企業育成、プロジェクトファイナンス等)、地域金融における新たな試み(コミュニティクレジット、自治体CDO等)、災害・テロ発生時のセーフティネットとしての対応に取り組むなど、役割を大きく転換しています。これからも、わが国の経済社会の持続的な発展に向けて、産業の再生、地球環境の保全、都市の再生、地域の活性化、技術開発の促進といった新たな時代に必要とされる課題に積極的に取り組んでまいります。

### 政策金融の主たる役割の変遷



## Q2 日本政策投資銀行と民間金融機関の違いはどこにあるのですか。

### 公共性

政府100%出資法人である当行は、営利目的ではなく、政策的に重要なプロジェクトを支援することにより、わが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。また、こうした政策目的の遂行は、収支相償の原則に基づき、政府からの赤字補填を受けずに行われています。

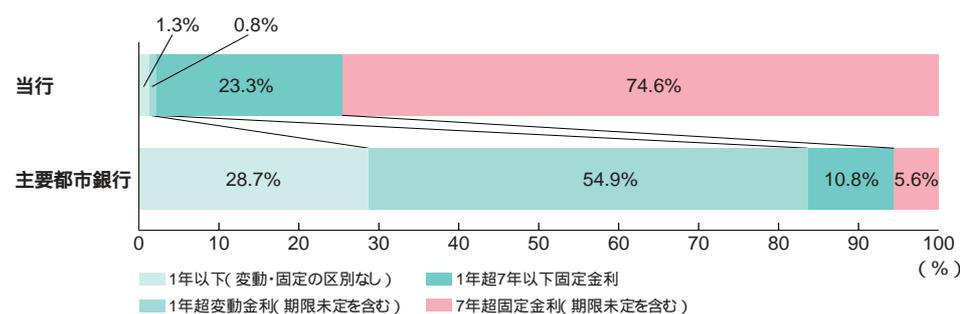
### 中立性

政府100%出資法人である当行は、特定の企業グループに属していません。したがって、あらゆるプロジェクトに中立的な立場から取り組むことができます。

### リスク・マネーの供給

当行は、国民経済にとって重要なプロジェクトを対象に、長期資金、事業再生資金、ベンチャー向け資金、プロジェクトファイナンス資金等、民間金融機関のみでは供給が難しいリスク・マネーの供給を行っています。

### 貸付金の貸付期間別割合(主要都市銀行との比較)



(資料)当行貸付金データおよび民間金融機関ディスクロージャー誌

## Q3 欧米でも「政策金融」が行われているのですか。

各国の財政・金融制度など固有の事情に基づくことから、単純な比較は難しいのですが、様々な形態で政策金融が存在しています。欧州には、EU全体の政策金融機関として欧州投資銀行(EIB)が存在します。また、各国レベルでは、ドイツの代表的政策金融機関として復興金融公庫(KfW)が挙げられます。資本市場が最も発達している米国では、我が国と同様の政策金融は比較的少ないものの、連邦レベルで保証・融資による公的支援制度が存在するほか、各州レベルでは産業収入債などを活用したプロジェクト支援が幅広く行われています。

### 欧米各国の公的金融について

～欧州ではEIBやKfW、米国では連邦信用プログラムが類似した役割を果たしています～

### 代表的な総合政策金融機関の貸出等の対GNP比率

	DBJ 【日本】	EIB 【欧州】	KfW 【ドイツ】	米国 (右記+政府支援企業)	連邦信用 プログラム
貸出等実績	1.3 兆円	368 億eur (うちEU 312)	366 億eur	5,098 億ドル	437 億ドル
GDP	502.6	EU 88,271	20,712	100,323	
GDP比率	0.3%	0.4%	1.8%	5.1%	0.4%

(参考資料)各機関ディスクロージャー誌、内閣府「国民経済計算」、Eurostat「GROSS DOMESTIC PRODUCT 2001」、米国商務省「Survey of Current Business」、米国Office of Management and Budget「Analytical Perspectives」  
(注)数字はDBJが2001年度、EIBとKfWが2001暦年、米国は2001会計年度(2000/10～2001/9)



### 欧州の政策金融機関

- ・欧州にはEIBやKfWなど、当行と類似した総合政策金融機関が存在します。
- ・規模も対GNP比率0.4%～1.8%程度です。

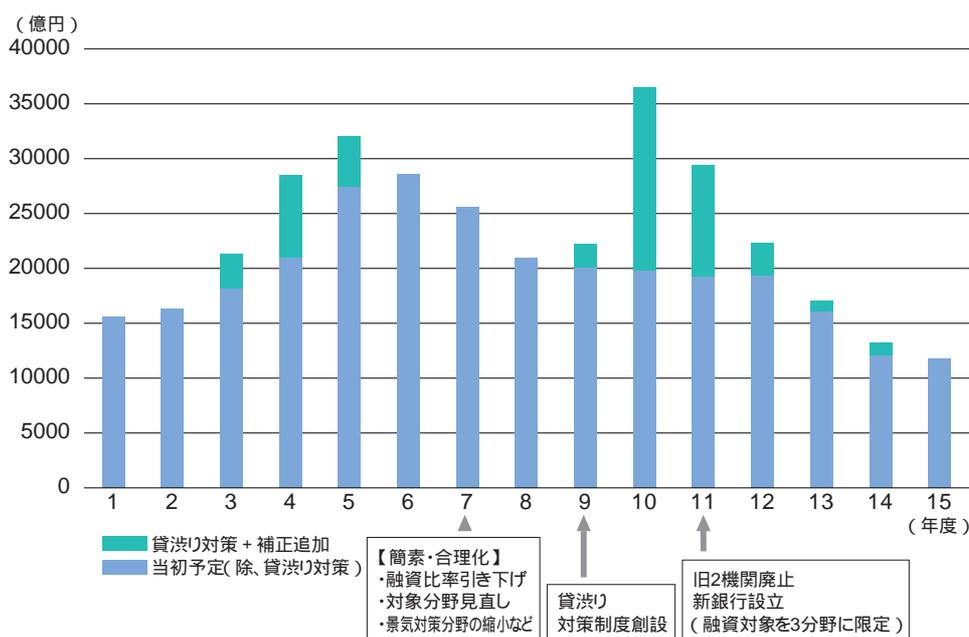
### 米国の連邦信用プログラム

- ・米国では、連邦信用プログラムに基づき政策的な融資や保証を行っています。(対GNP比率0.7%)
- ・更にファニーメイ(連邦抵当金庫)等の政府支援企業による民間債権買い取りなどの間接支援が比較的大きな規模を占めています。

## Q4 業務規模はどのように変化していますか。

規模適正化に向けた不断の見直しを実施しています。平成15年度はピーク時の3分の1まで規模は縮小しています。

予算措置の推移(旧2機関合算ベース)

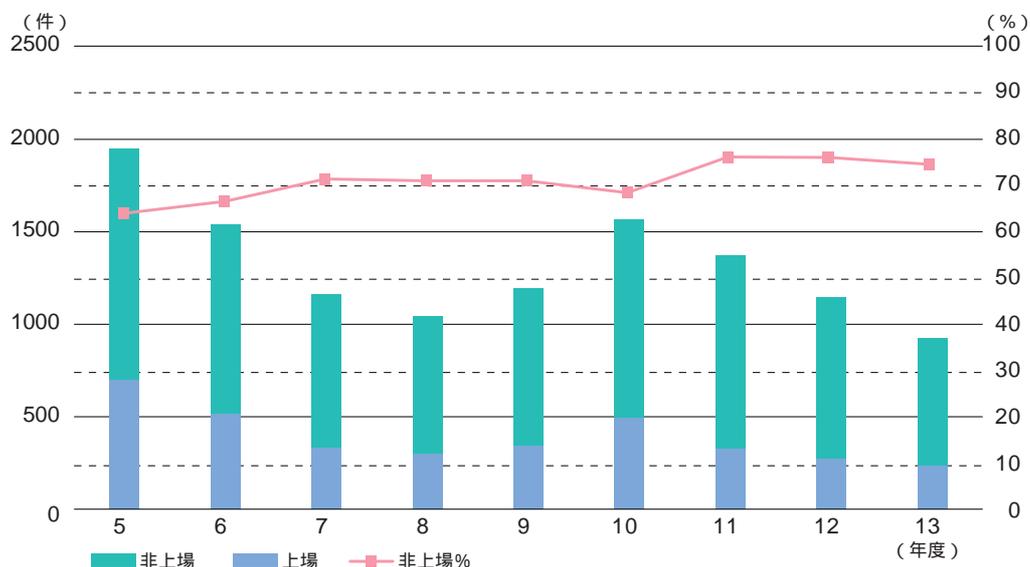


## Q5 どのくらいの規模の企業に融資しているのですか。

プロジェクト融資であることから環境対策や安全対策などでは上場企業にも融資しますが、融資案件の大部分は中堅クラスの非上場企業です。

近年の実績で見ると融資対象の約7割は非上場の中堅中小企業等となっています。

上場・非上場別融資案件数内訳



## Q6 日本政策投資銀行の融資は地域別にはどれくらいの割合で行われているのですか。

当行は、地域課題を克服し自立に向けて取り組む地域に対し、さまざまな分野で支援を行っています。現在、全国3,000余りの市町村(沖縄県を除く)の約半数(約1,400市町村)において投融資を行っています。また、当行融資の約5割が地方圏向けとなっています。

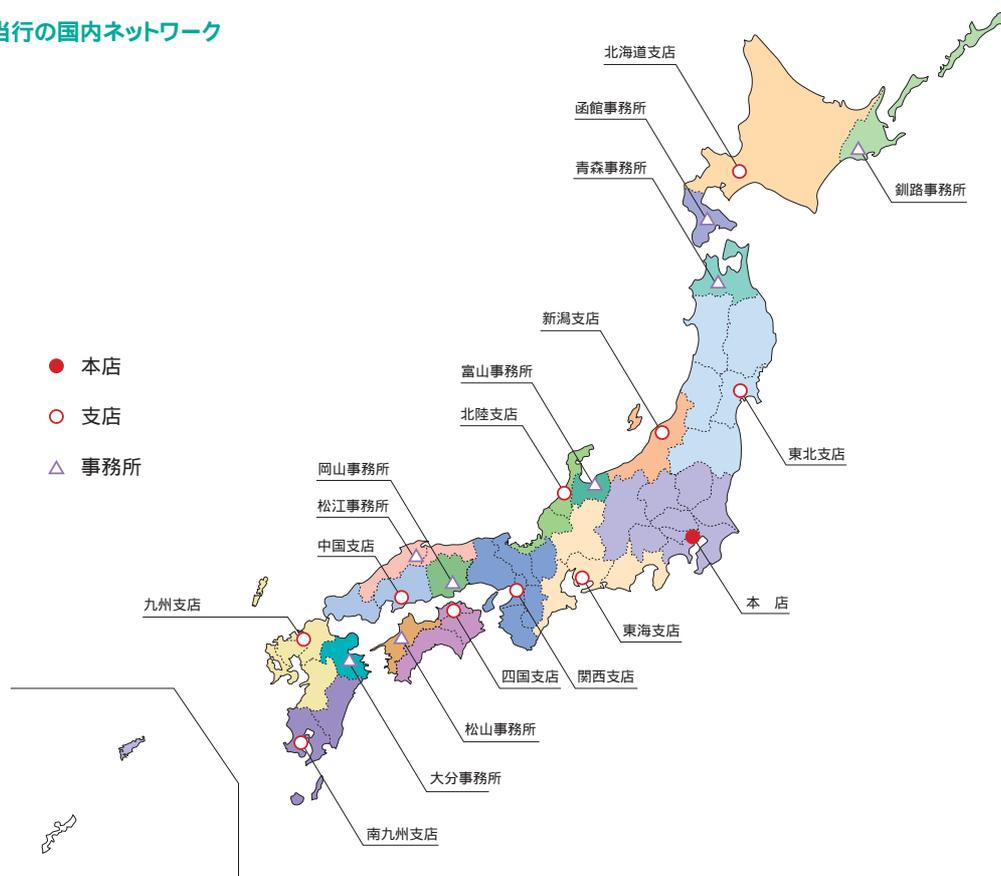
### 地域別融資実績(平成14年度)

(単位：億円)

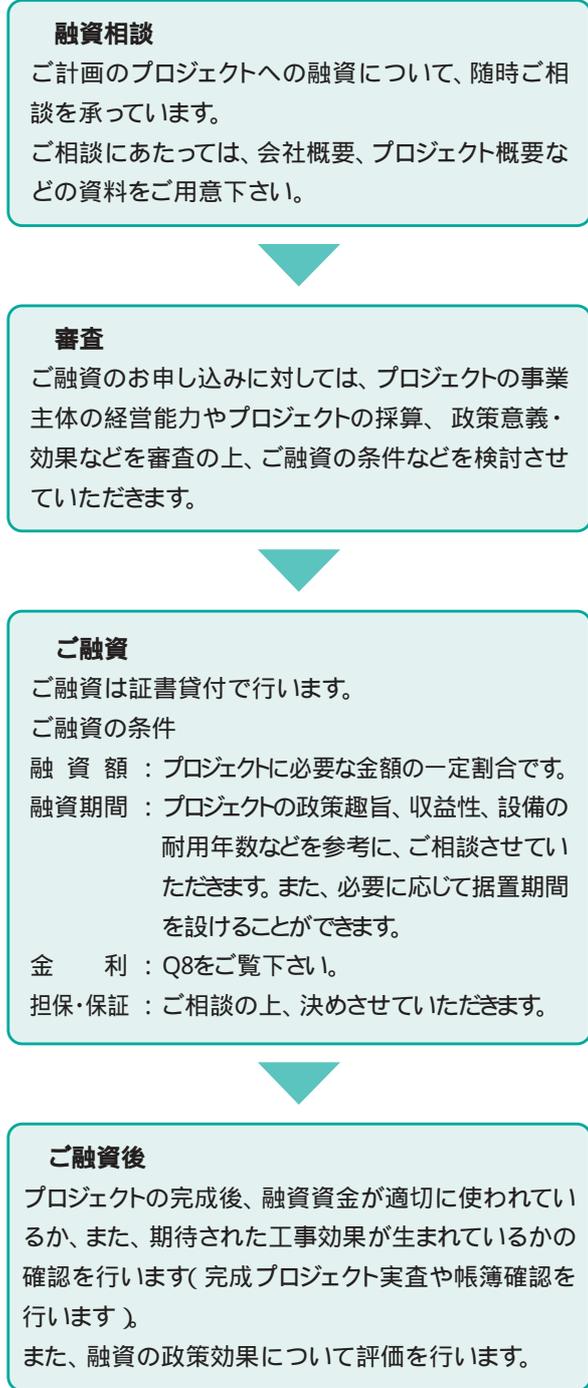
日本政策投資銀行 平成15年3月末残高(構成比)	
地方圏	74,150 (47.3%)
大都市圏	82,499 (52.7%)
合計	156,650(100.0%)

(注)大都市圏とは東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏

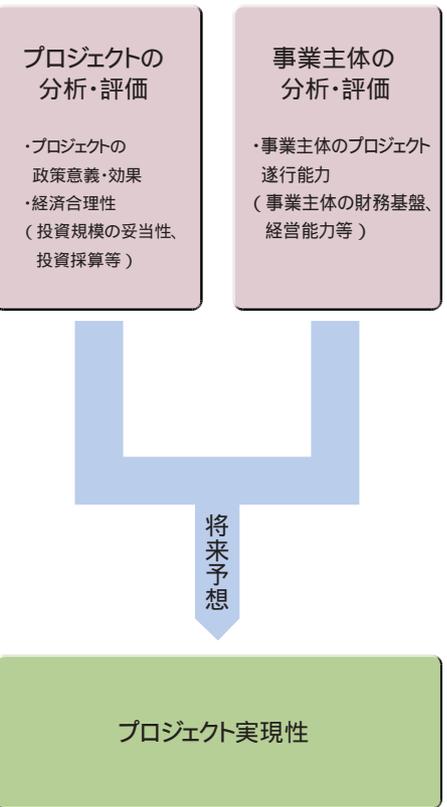
### 当行の国内ネットワーク



## Q7 融資までの流れを教えてください。



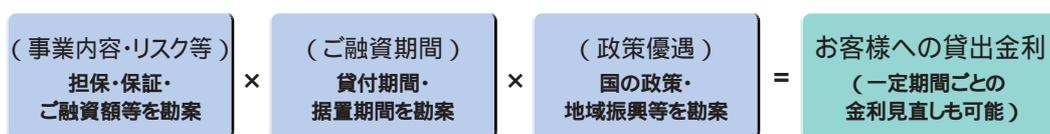
### 審査のポイント



## Q8 貸出金利について教えてください。

当行の貸出金利は、市場との調和を図る観点から、期間およびリスクを踏まえた金利となっています。個別案件毎の事業内容・リスク・地域性等を踏まえ、貸付期間に応じた市場金利から、政策性に見合った政策優遇(政策金利・・・)を行います。具体的な金利水準などは窓口にお問い合わせ下さい。

### 貸出金利の決まり方(イメージ)



## Q9 日本政策投資銀行の財投機関債について教えてください。

平成13年度より財政投融资制度の改革が実施され、郵貯・年金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更となりました。これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与するものとされています。

当行は、財投改革の趣旨に沿った積極的な対応を図るため、平成13年度より財投機関債(非政府保証債)の発行を開始しました。これまでに7本・計3,600億円を発行しています(平成15年6月現在)。

財投機関債の発行にあたっては、市場環境を踏まえた定期的な発行を心がけています。また十分な需要予測と、流動性のある国債をベンチマークとしたスプレッド・プライシング方式による透明性の高い条件決定を行い、均一価格による募集と迅速な流通市場への移行を目指した起債運営を行っています。

### 【日本政策投資銀行 財投機関債の特徴】

- ・ 格付取得( Moody's、S&P、JCR、R&I )
- ・ インデックス( BPI等 )採用
- ・ 一般担保付
- ・ 目論見書( 債券内容説明書 )開示
- ・ 日証協売買参考統計値に掲載

### (参考) 当行の格付取得状況(平成15年6月現在)

財投機関債の格付取得状況

Moody's	S&P	R&I	JCR
A2	AA-	AAA	AAA

注1) 財投機関債に政府保証は付与されておりません。

注2) Moody's :ムーディーズ・インベスターズ・サービス  
S&P :スタンダード・アンド・プアーズ  
R&I :格付投資情報センター  
JCR :日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券 円建て国外債券	Aa1	AA-
国内債券	A2	-



## Q10 不良債権の状況について教えてください。

### 不良債権の状況

当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、資産自己査定を実施しています。

平成15年3月期末の金融再生法に基づく開示不良債権は、平成14年3月期末比704億円減の5,853億円となっています。このうち破産更生債権等は、最終処理の進展もあり前期末比418億円減少し695億円に、要管理債権も951億円減少し1,894億円となりましたが、危険債権は665億円増の3,263億円となりました。この結果、総与信に対する開示不良債権の割合は3.7%となっています。

### 金融再生法に基づく開示不良債権

(単位：億円)

	平成14年3月期末	平成15年3月期末	増減
<b>破産更生債権及び</b>			
これらに準ずる債権	1,114	695	418
危険債権	2,598	3,263	665
要管理債権	2,845	1,894	951
<b>開示不良債権</b>			
( + + )	6,558	5,853	704
総与信残高	169,007	158,733	10,273
開示不良債権比率( / )	3.9%	3.7%	0.2ポイント

なお、当行では融資業務等から独立した信用リスク管理部や上席審議役 / 監査チームの設置等により、信用リスクを適切に管理する態勢を整備しています。また、信用リスクの状況を適切に把握し、把握されたリスク情報を与信業務等適切な信用リスク管理のための意思決定にも活用しています。

### 保全状況

平成15年3月期末の金融再生法に基づく開示不良債権に対する保全状況は、担保・保証等でカバーされている金額と対象債権に対応する貸倒引当金の合計金額が、破産更生債権等に対しては100.0%、危険債権に対しては90.2%、要管理債権に対しては66.4%となっています。開示不良債権全体に対しては83.7%となっています。

なお、取立不能見込額に対する部分直接償却を770億円計上しています。

### 金融再生法に基づく開示不良債権に対する保全率

	平成14年3月期末	平成15年3月期末
<b>破産更生債権及び</b>		
これらに準ずる債権	100.0%	100.0%
危険債権	88.3%	90.2%
要管理債権	58.5%	66.4%
<b>破産更生・危険・要管理債権</b>	<b>77.3%</b>	<b>83.7%</b>

### 平成15年3月期の不良債権処理について

平成15年3月期における不良債権処理は、個別貸倒引当金が955億円の繰り入れとなったことに加え、貸出金償却を236億円実施したこと等から、個別企業の処理額は1,423億円となりました。

この結果、不良債権処理額は一般貸倒引当金繰入を含めた合計で1,509億円を計上しています。

#### 不良債権の処理額等の内訳(クレジットコスト)

(単位：億円)

	平成14年3月期	平成15年3月期
個別貸倒引当金繰入	356	955
投資損失引当金繰入	12	94
貸出金償却	455	236
株式等償却	95	86
その他	6	50
小計	926	1,423
一般貸倒引当金繰入	322	85
合計	1,249	1,509

### 貸倒引当金の状況

平成15年3月期末の貸倒引当金の残高は、一般貸倒引当金が前期比85億円増の2,891億円に、個別貸倒引当金が前期比555億円増の1,854億円となり、貸倒引当金全体では前期比640億円増加の4,746億円となりました。総与信に対する引当率は3.0%となっています。

なお、当期においては400億円の目的使用が生じています。

#### 貸倒引当金

(単位：億円)

	平成14年3月期末	平成15年3月期末	増減
一般貸倒引当金	2,806	2,891	85
個別貸倒引当金	1,298	1,854	555
貸倒引当金合計	4,105	4,746	640
総与信残高	169,007	158,733	10,273
(引当率 / )	(2.4%)	(3.0%)	0.6ポイント

当行は、



Plan 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

Do 投融資の実施

See 外部評価：運営評議員会 内部評価：政策金融評価

というサイクルの中で、適正な業務運営に努めています。また、金融機関として持つ様々なリスクの管理にも取り組み、皆様の信頼を得られますよう努力しています。

## 1. 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行では、主務大臣が作成した3年間の中期の政策に関する方針(「中期政策方針」)に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。

「中期政策方針」については、114ページをご覧ください。

「投融資指針」については、124ページをご覧ください。

## 2. 運営評議員会

当行では、日本政策投資銀行法第24条に基づき、「運営評議員会」を設置し、外部有識者である評議員の皆さまに、当行「中期政策方針」に記載された事項にかかる業務の実施状況をご検討いただき、透明性向上の観点から、その検討結果を公表しています。

### (1) 運営評議員会の概要

定員：8人以内

任命：学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命

任期：4年

会長：総裁の指名により定め、会長は、会務を総理

### (2) 評議員名簿(五十音順、敬称略。 は運営評議員会会長)【平成15年5月末現在】

茅 陽一 (財)地球環境産業技術研究機構副理事長

岸 暁 (株)東京三菱銀行相談役

清水 仁 東京急行電鉄(株)代表取締役会長 前(社)日本民営鉄道協会会長

新宮康男 住友金属工業(株)相談役名誉会長 前(社)関西経済連合会会長

杉田亮毅 (株)日本経済新聞社代表取締役社長

豊田章一郎 トヨタ自動車(株)取締役名誉会長 (社)日本経済団体連合会名誉会長

新村保子 (株)住友生命総合研究所常務取締役

森地 茂 東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻教授

### (3) 開催実績

第1期中期政策方針期間(平成11年10月1日～平成14年3月31日)

< 審議経過の概要 >

平成11年12月～平成13年12月の間に10回開催

各回の審議内容

・第1回(平成11年12月)

同行の概要、以降の運営評議員会の進め方、政策金融評価の考え方

・第2回～第8回(平成12年2月～平成13年7月)

同行が対象としている政策分野に関する投融資の概要および具体的な適用事例

投融資計画、予算要求、決算、リスク管理債権など同行経営全般にかかる総括的事項

・第9回(平成13年9月)

同行の政策金融評価の実施状況

現在のわが国の経済社会政策の方向性と同行が取り組むべき業務に関する整理

業務運営に係る重要事項の実施状況

・第10回(平成13年12月)

報告書案審議

第2期中期政策方針期間(平成14年4月1日～平成17年3月31日)

<これまでの審議経過の概要>

平成14年4月15日～平成15年5月15日の間に5回開催

・第11回(平成14年4月15日)

第2期中期政策方針、今後の運営評議員会の進め方、等

・第12回～第15回(平成14年7月～平成15年5月)

同行が対象としている政策分野に関する投融資の概要および具体的な適用事例

投融資計画、予算要求、決算、リスク管理債権など同行経営全般にかかる総括的事項

#### (4)日本政策投資銀行運営評議員会報告書について(平成13年12月)

当行は、日本政策投資銀行法第24条の規定に基づき、運営評議員会から現行の中期政策方針の実施状況に関する検討結果の報告を受け、これを主務大臣に報告いたしました。116ページをご覧ください。

#### (5)中期政策方針の実施状況に係る検討について(経過説明:15年5月)

運営評議員会における検討状況については、これまで開催毎にその議題に関する説明資料を公開してきました。今般、第2期中期政策方針(現行)に基づく業務の実施が1年を経過したことに伴い、経過説明として評議員から表明された意見を含め、これまでの検討状況をとりまとめました。118ページをご覧ください。

### 3.政策金融評価

当行は、国・地方公共団体と同じように、アカウンタビリティの確保と、よりよい業務運営に向けた自己改革努力が求められており、その実現のために政策金融評価制度を導入しています。

#### (1)政策金融評価の仕組み

当行は、主務大臣の作成する中期政策方針に従って業務を行い、運営評議員会でその実施状況の外部評価を受けることが法律上定められています。この枠組みを有効に働かせるには、当行が自らの業務を評価し、外部評価に必要な情報を運営評議員会に提供する内部評価の仕組みが不可欠です。政策金融評価はそのために導入された制度で、個々の投融資案件(個別案件)や投融資制度(プログラム)を銀行内部で評価し、その結果を運営評議員会に報告するとともに、自らの業務の見直しにも役立てています(図表「日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメント・サイクル」参照)。具体的には、個別案件評価(個別案件の政策的な効果等を評価)、プログラム評価(投融資制度の有効性等を評価)、プロジェクト評価(特定案件の詳細評価)を行い、それらの結果を政策金融評価報告書(総括評価)にまとめ、運営評議員会に報告したうえで公表しています(図表「評価の種類」参照)。

こうした内部評価が恣意的な結果に陥らぬよう、行内に評価専門セクションとして総務部政策金融評価室を設置して評価制度の適正な運用に努めるとともに、学識経験者からなる委員会を設置して、評価制度改善のための意見をうかがっています。



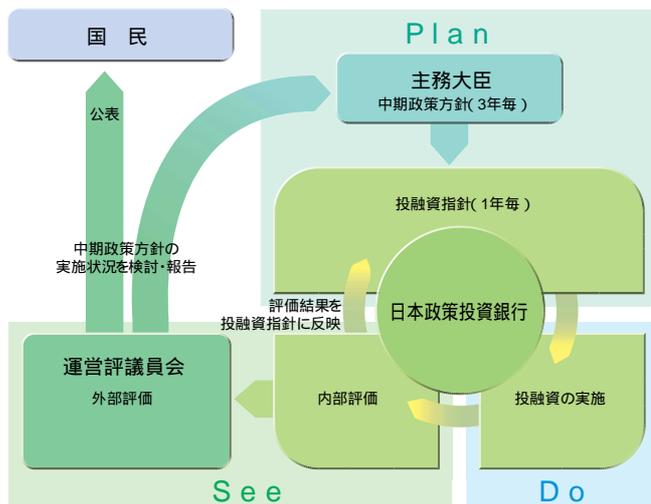
### (2)政策金融評価報告書の公表

当行では、平成12年度に以上のような仕組みを導入し、その成果を踏まえて13年度から政策金融評価報告書の公表を始めました。二回目となる14年度報告書では、当行の投融資制度(プログラム)全145事業を対象にプログラム評価を行い、各制度が有効に機能しているか否かを検証したうえで、見直しの要否について評価を行いました。評価に際しては、13年度にも増して評価方法の体系化を心がけ、その結果(拡充16、継続92、見直し34、廃止3事業)を予算要求や制度運用などに反映させました。

また、プログラム評価のための基礎情報として、13年度の全投融資案件859件を対象とした評価(個別案件の事前評価)の集計結果も報告しています(投融資全体で12兆円のプロジェクトを促進。当該事業

による雇用機会確保10万1千人、年間売上増1兆6千億円)。これらの案件については今後、事業稼働後に再度の評価(個別案件の事後評価)を行い、当初見込んだ成果が得られたか否かを検証してまいります。さらに、全案件を網羅的に評価する個別案件評価を補足するうえで、地域や事業性格の多彩さも考慮しながら選んだ6件のプロジェクトについてプロジェクト評価を行い、多面的かつ定量的な分析を試みました。報告書の概要については、121ページをご覧ください。

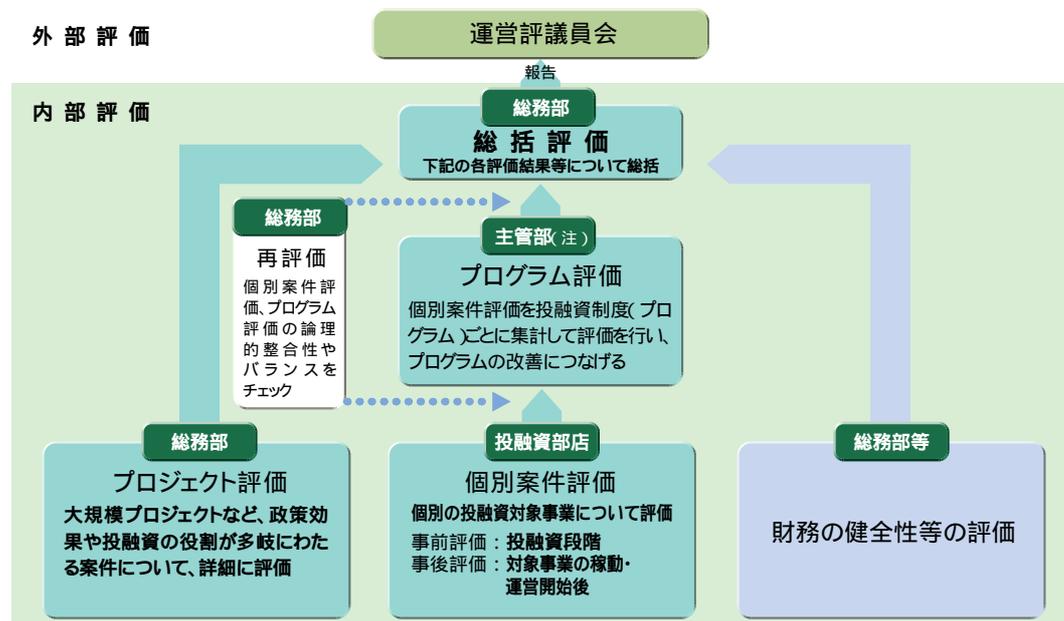
### 日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメント・サイクル



### 評価の視点

- ・対象事業の政策性: 投融資対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果をあげられるものであるか
- ・投融資の役割: 当行の投融資が、民間金融の補完・奨励原則に基づきつつ、対象事業の実施に際してどのような役割を果たしているか

### 評価の種類



■:各類型の内部評価を実施する日本政策投資銀行内のセクション。  
 (注)主管部:各投融資制度(プログラム)にかかる投融資の方針・計画の立案等をつかさどるセクション。  
 例えば、都市開発部(組織図参照)は、都市開発関連のプログラムの主管部である。

## 4 .法令等遵守の体制

当行では、日本政策投資銀行法に基づき監事が業務全般を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、毎年度の決算は国会に提出されています。また当行では、政策金融機関としての社会的使命と責任を踏まえ、法令等の遵守体制の構築を業務運営上の重要課題と捉え、以下のような組織的な取り組みを行っています。

### (1)コンプライアンス体制の整備

コンプライアンスに関する事項を審議する行内の横断的組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の把握や行内体制の改善等について審議を行うこととしています。

また、全部店に設置されたコンプライアンス・オフィサーが、各部店において遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。

### (2)コンプライアンス関連事項の行内周知

コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に配付しています。また、行内においてコンプライアンスに関する基本的事項の周知・徹底を図るため、全役職員を対象に研修・説明会を実施しています。

### (3)コンプライアンスプログラムの策定

コンプライアンス実践のための具体的な行動計画として、年度ごとにコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス委員会において審議・決定しています。

## 5 .ALM ・ リスク管理体制

当行では、各リスクの管理部門を明確化し個別リスクの適切な管理を進めるとともに、総合企画部を総合的なALM・リスク管理の統括部門とするALM・リスク管理体制を構築しています。総裁を中心とするALM委員会においては、総合的なALM・リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的なモニタリングを行っています。

### (1)信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別債権のモニタリングおよび銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

#### 個別債権のモニタリング

当行は、日本政策投資銀行法上、償還が確実と認められる場合に限り投融資を行うことができるものとされているため、投融資にあたっては政策意義や効果に加えて、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しています。

信用リスクの的確な把握と管理を目的として、平成12年3月期より内部格付制度を導入し、格付に応じて貸出金を管理する体制を整えています。

また、当行は「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施しています。なお、自己査定の結果は、「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）」に準拠した監査法人の監査を受けています。



ALM(Asset Liability Management) 金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすることです。

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、内部格付・自己査定の結果がALM委員会に報告されています。また、ポートフォリオ全体についての信用リスク計量化の試み等を通じて、リスクをより一層適切にコントロールするための対応策を鋭意検討しています。

(2)市場リスク

市場リスクは、金利リスクと為替リスクに大別されますが、当行では市場リスクに対して以下のように対応しています。

金利リスク

当行は、融資(バンキング)業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析(ギャップ分析)、現在価値分析、金利感応度分析等に基づいた資産・負債の総合管理を実施しています。この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随する金利リスクはありません。

為替リスク

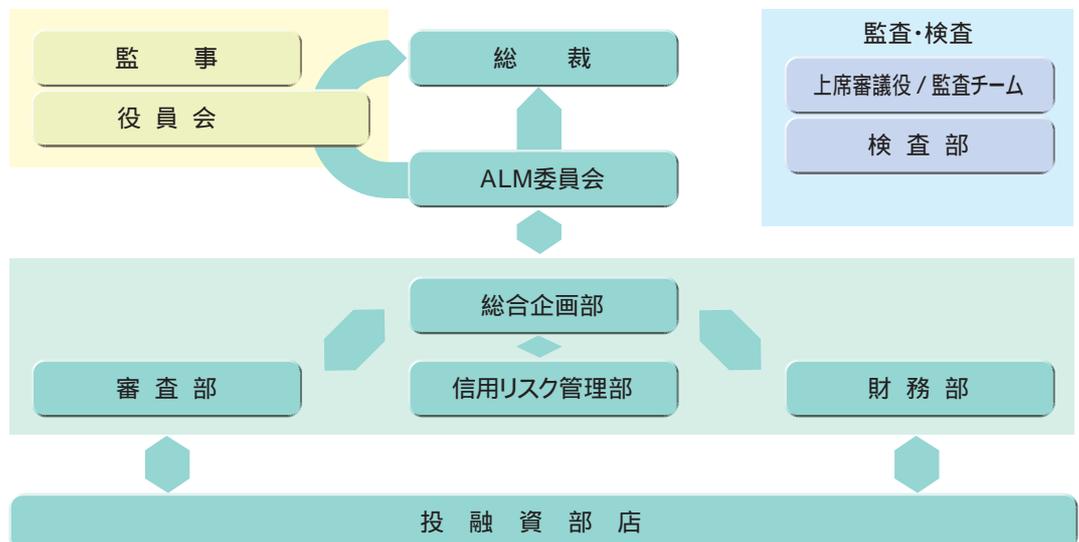
為替リスクは、外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することにより、リスクヘッジを行っています。なお、スワップに伴うカウンターパーティーリスク(スワップ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク)については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

(3)流動性リスク

当行は、綿密な資金収支予定管理に加え、預金等の短期資金ではなく、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債などの長期・安定的な資金に調達を依拠しているため、流動性リスクに対する強固な基盤を有しています。

一方、不測の短期資金繰り調整の必要等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期運用を中心としている他、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。また、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement:1取引ごとに即時に決済を行う方式)に対しても、日中の流動性を確保するとともに決済状況等について適切な管理を実施しています。

ALM・リスク管理体制



## 6. その他のリスク管理体制

### (1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減・顕在化の防止に努めています。また、総裁直属の上席審議役のもと他の管理部門および業務部門から独立した検査部が、各部店に対して年1回程度実地検査を行い、法令および行内規程を遵守した適切な事務処理の実施状況を確認しています。

### (2) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、ネットワーク化の進展等による金融機関としてのシステムリスク管理の重要性の高まり、および政府の「情報セキュリティ対策推進会議」における「サイバーテロ対策特別行動計画」の決定等を受け、システムリスク管理のための行内体制の整備について、以下のような取り組みを行っています。

#### 情報セキュリティポリシーの策定

当行の情報システムの安全対策に関する統一方針として、情報セキュリティポリシーを制定しています。

#### 情報セキュリティ委員会の設置

システムリスク管理に関する審議機関として情報セキュリティ委員会を設置し、システムリスク管理体制の基本方針、行内ルールを整備方針等について審議を行っています。

#### 情報セキュリティ管理部門の設置

情報セキュリティの維持管理を一元的に行うために、情報セキュリティ管理部門を設置し、ルールを遵守したシステム利用が行われていることの日常的な確認を行っています。

#### 情報資産管理者の設置

各部店における安全対策実施の責任者として、各部店に情報資産管理者を設置しています。

## 7. 内部監査体制

内部監査とは、管理部門および業務部門から独立した立場から、組織の内部管理態勢の適切性・有効性を総合的・客観的に評価するとともに、問題点等に対し改善の提言からフォローアップまでを実施する一連のプロセスです。政策金融機関である当行は、その業務運営にあたり政府関係機関として社会的使命を果たすとともに、金融機関として自己責任原則に基づくガバナンスを通じた健全性の維持が求められており、業務の多様化・高度化に対応しつつ内部管理の有効性の確保を目的とする内部監査機能の重要性が高まっています。

こうした内部監査のプロセスを実現するために、当行では従来より実施してきた事務検査に加え、平成15年4月より事務部門から独立した部署として総裁直属の上席審議役 / 監査チームを新設しました。ここでは内部統制の主要な目的であるリスク管理の適切性と有効性、財務報告の信頼性、法令等の遵守の達成と維持を図るための内部監査態勢の構築に取り組んでおり、具体的には、各部店における法令遵守状況やリスク管理等に関する業務運営上の適切性、有効性の検証および資産自己査定・内部格付監査等を行っていくこととしています。



## 8. ディスクロージャー

内外多数の皆様が当行の実態を正確に認識・判断できるよう、適切な情報開示に努めています。情報開示資料は、当行本支店窓口に取りそろえてあります。是非ご利用下さい。

### 法令等に基づく情報開示資料

財務諸表等(6・11月)  
業務報告書(7月)  
決算報告書(8月)  
行政コスト計算書(6月)

### 自主的な情報開示資料

ディスクロージャー誌(7月)  
ANNUAL REPORT(8月)  
銀行案内パンフレット  
債券報告書(有価証券報告書に準拠) (6・12月)  
( )は公表予定時期

### ホームページのご案内

当行ホームページでは、当行のご案内をはじめ、ニュースリリースや調査レポートなど、さまざまな情報をタイムリーに紹介しています。

### ホームページリニューアル

平成15年5月、当行をよりご理解いただくため、ホームページの全面的な見直しを行いました。当行を分かりやすく解説したコーナーの新設や、当行の資料・レポートをご提供するダウンロードセンターの充実などが主な見直し内容です。今後ともホームページを通じた一層の情報開示・情報発信に努めてまいります。

### メールマガジンの創刊

平成15年6月より、DBJメールマガジンの配信を開始しました。当行ホームページよりご登録いただければ、当行から発信される最新の情報を皆様にお届けいたします。是非ご利用下さい。

<ホームページアドレス> <http://www.dbj.go.jp/>



トップページ



かんたんDBJ講座